



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年3月30日(火) 第9888号

目次

ページ

規 則

- 群馬県旅費支給規則の一部を改正する規則(人事課) 3
- 群馬県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(同) 3
- 群馬県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則(財産有効活用課) 4
- 群馬県民会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(文化振興課) 5
- 群馬県立自然史博物館の附帯ホールの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則(同) 5
- 群馬県立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(同) 6
- 群馬県立土屋文明記念文学館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(同) 6
- 群馬県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則(健康福祉課) 6
- 介護保険法施行細則の一部を改正する規則(介護高齢課) 6
- 群馬県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則(障害政策課) 7
- 麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則(薬務課) 8
- 群馬県飼料分析及び鑑定手数料条例施行規則の一部を改正する規則(畜産課) 8
- 群馬県家畜人工授精及び家畜受精卵移植の実施に関する規則の一部を改正する規則(同) 8
- 群馬県営畜産基盤整備事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則(同) 8
- 群馬県放牧場条例施行規則の一部を改正する規則(同) 9
- 群馬県地すべり等防止法施行細則の一部を改正する規則(砂防課) 9
- 群馬県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の一部を改正する規則(同) 9
- 群馬県砂防指定地管理条例施行規則の一部を改正する規則(同) 9
- 群馬県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則(同) 10

告 示

- 青少年に有害な図書類の指定(児童福祉・青少年課) 11
- 青少年に有害ながん具類の指定(同) 11
- 群馬県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則第八条の規定により定める医療支援給付関係様式に関する規程の一部を改正する告示(健康福祉課) 12
- 群馬県保健医療計画の変更(医務課) 13
- 鳥獣保護区設定の告示の一部改正(自然環境課) 13
- 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定の告示(同) 13
- 特定農業用ため池の指定(農村整備課) 14
- 道路の区域変更(道路管理課) 15
- 道路の供用開始(同) 15
- 道路の区域変更(同) 16
- 同 16
- 同 16

○同	17
○道路の供用開始(同)	17
○同	18
○一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示の一部改正(会計管理課)	18

公 告

○特定非営利活動法人の定款変更に係る認証申請(県民活動支援・広聴課)	18
------------------------------------	----

病院管理規程

○群馬県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程(総務課)	20
○群馬県病院局公舎管理規程の一部を改正する規程(同)	20

議 会 規 則

○群馬県議会議事規則の一部を改正する規則(議事課)	20
---------------------------	----

■規則

群馬県旅費支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年三月三十日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第六十四号
群馬県旅費支給規則の一部を改正する規則

群馬県旅費支給規則(昭和三十八年群馬県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「旅行命令簿(衣類)簿」を「旅行命令(衣類)簿」に、「旅費」を「旅費」に、「旅行完結印」を「旅行完結」に、「精算完結印」を「精算完結」に改める。

別記様式第二号中「旅費」を「旅費」に改める。
別記様式第四号及び別記様式第六号中「旅行完結」を「旅行完結」に、「精算完結」を「精算完結」に改める。
附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

群馬県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年三月三十日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第六十五号
群馬県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年群馬県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号注意事項以外の部分中「五」を削る。
別記様式第四号中「氏名」を「氏名」に改める。

別記様式第六号1号紙注意事項以外の部分中「五」及び「七」を削り、同様式1号紙注意事項7を削り、同様式2号紙中「七」及び「五」を削り、同様式3号紙中「五」を削り、同様式4号紙中「七」及び「五」を削る。

別記様式第七号注意事項以外の部分中「五」を削り、同様式注意事項3を削る。
別記様式第八号注意事項以外の部分中「五」を削り、同様式注意事項5を削る。
別記様式第八号の二注意事項以外の部分中「五」を削り、同様式注意事項7を削る。

別記様式第八号の三注意事項以外の部分中「五」を削り、同様式注意事項3を削る。
別記様式第九号注意事項以外の部分中「五」を削り、同様式注意事項8を削る。
別記様式第九号の二注意事項以外の部分中「五」を削り、同様式注意事項7を削る。
別記様式第九号の三注意事項以外の部分中「五」を削り、同様式注意事項5を削る。
別記様式第九号の四注意事項以外の部分中「五」を削り、同様式注意事項6(7)を削る。

別記様式第十号注意事項以外の部分中「五」を削り、同様式注意事項3を削る。
別記様式第十号の二注意事項以外の部分中「七」及び「五」を削り、同様式注意事項5を削る。
別記様式第十一号注意事項以外の部分中「五」を削り、同様式注意事項10を削る。
別記様式第十一号の二注意事項以外の部分中「五」を削り、同様式注意事項6を削る。

別記様式第十二号注意事項以外の部分中「五」を削り、同様式注意事項7を削る。
別記様式第十三号注意事項2を削る。
別記様式第十四号注意事項以外の部分中「五」を削り、同様式注意事項5を削る。
別記様式第十五号中

氏名	住所	印

を

氏名	住所

に、

氏名	住所	死亡職員の続柄	印

を

氏名	住所	死亡職員の続柄

に改める。

平成 年 月 日

別記様式第十八号の二中

(実施機関の職・氏名)

を

「 年 月 日
(実施機関の職・氏名)

印]

「平成 年 月 日付

け」を「 年 月 日付け」に、平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで」を「 年

月 日から 年 月 日まで」に改める。

別記様式第二十号注意事項以外の部分中「印」を削り、同様式注意事項6を削る。
別記様式第二十一号注意事項以外の部分中「印」を削り、同様式注意事項3を削る。

別記様式第二十三号注意事項以外の部分中「印」を削り、同様式注意事項3を削る。
別記様式第二十三号の二中「ふりがな 氏名」を「ふりがな 氏名」に改め、

注意事項5を削り、「のり」を「のり」に改める。

別記様式第二十四号注意事項以外の部分中「印」を削り、同様式注意事項5を削る。

別記様式第二十五号注意事項以外の部分中「印」を削り、同様式注意事項5を削る。

別記様式第二十六号1号紙及び2号紙中「印」を削り、同様式3号紙中「印」を「印」に改め、注意事項8を削る。

別記様式第二十六号の二注意事項以外の部分中「印」を削り、同様式注意事項4を削る。

別記様式第二十六号の三注意事項以外の部分中「印」を削り、同様式注意事項4を削る。

別記様式第二十七号注意事項以外の部分中「印」を削り、同様式注意事項5を削る。

別記様式第二十七号の二注意事項以外の部分中「印」を削り、同様式注意事項5を削る。

別記様式第二十八号注意事項4を削る。

別記様式第二十八号の二注意事項3を削る。

別記様式第二十九号注意事項以外の部分中「印」を削り、同様式注意事項3を削る。

別記様式第三十一号注意事項以外の部分及び別記様式第三十二号中「印」を削る。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

群馬県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第六十六号

群馬県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則

群馬県公有財産事務取扱規則(昭和六十一年群馬県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第三十一条に次のただし書を加える。

ただし、取壊しの目的をもって建物その他の教育財産の用途を廃止する場合は、この限りでない。

別記様式第三号中「氏名」を「氏名」に改める。

別記様式第五号中「印」を削る。

別記様式第十四号中「印」を削り、「生年月日・性別」を「生年月日」に、「生年月日及び性別」を「及び生年月日」に改め、同様式別紙中

「生年月日 性別」

「生年月日」

										生年月日
										性別

を

										生年月日
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	------

に改める。

を

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

に改める。

別記様式第十八号及び別記様式第二十号中「甲」を削る。
 別記様式第二十一号中「甲」を削り、「甲・生年月日・性別」を「甲
 甲 甲 甲」に、「生年月日及び性別」を「及び生年月日」に改め、同様式別紙中

別記様式第二十二号及び別記様式第二十九号中「甲」を削る。

附則
 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

群馬県民会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和三年三月三十日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第六十七号

群馬県民会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県民会館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和四十六年群馬県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。
 別記様式第一号及び別記様式第三号中「甲・生年月日・性別」を

「甲・甲 甲 甲」に改める。
 別記様式第四号（その1）中「甲」を削る。
 別記様式第六号中「甲」及び「甲・性別」を削る。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

群馬県立自然史博物館の附帯ホールの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和三年三月三十日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第六十八号

群馬県立自然史博物館の附帯ホールの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

群馬県立自然史博物館の附帯ホールの管理及び運営に関する規則（平成八年群馬県規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「代表者氏名」を「代表者氏名
 甲」に改める。
 別記様式第三号中「代表者氏名」を「代表者氏名
 甲」に改める。

別記様式第四号(その1)中「印」を削る。
別記様式第六号中「印」を削り、「生年月日・性別」を「生年月日」に改める。

附則
この規則は、令和三年四月一日から施行する。

群馬県立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第六十九号

群馬県立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則(令和二年群馬県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

別記様式第三号中「生年月日・性別」

「生年月日」を「生年月日」に改める。

附則
この規則は、令和三年四月一日から施行する。

群馬県立土屋文明記念文学館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年三月三十日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第七十号

群馬県立土屋文明記念文学館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県立土屋文明記念文学館の設置及び管理に関する条例施行規則(令和二年群馬県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

別記様式第四号中「生年月日・性別」

「生年月日」を「生年月日」に改める。

別記様式第五号中「生年月日・性別」を「生年月日」に改める。
別記様式第六号中「印」を削り、「生年月日・性別」を「生年月日」に改める。

附則
この規則は、令和三年四月一日から施行する。

群馬県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第七十一号

群馬県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則

群馬県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則(平成二十年群馬県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第十四号、別記様式第十五号、別記様式第十九号から別記様式第二十二号まで及び別記様式第二十四号中「印」を削る。

別記様式第二十五号中「印」を「生年月日」に改める。

別記様式第三十三号別紙2、別記様式第三十四号別紙、別記様式第四十一号、別記様式第四十二号及び別記様式第四十五号から別記様式第四十九号までの規定中「印」を削る。

附則

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の群馬県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

介護保険法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

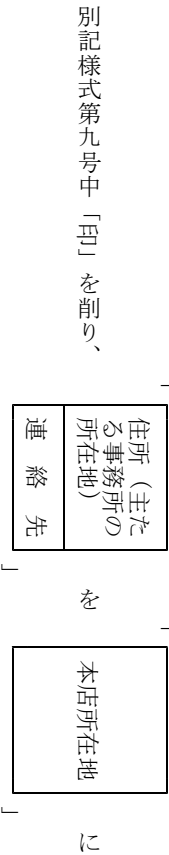
群馬県規則第七十二号

介護保険法施行細則の一部を改正する規則

介護保険法施行細則(平成十二年群馬県規則第九十一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第八号までの規定中「印」を削る。

群馬県知事 山本 一太



「

区分変更日	
-------	--

を

「

区分変更日	
-------	--

に、

「

連絡先		メールアドレス		電話番号	
氏名					

に、

「、住所(主たる事務所の所在地)」や「、本店所在地」を削る。別記様式第十号中「印」を削る。「2 主たる事務所の所在地」や「2 本店所在地」を

(変更後)

を

(変更後)

に、

連絡先	氏名		メールアドレス		電話番号	

に、

「住所(主たる事務所の所在地)」や「本店所在地」を削る。附則

- この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際現に提出されている改正前の介護保険法施行細則(以下「改正前の規則」という。)による書類は、改正後の介護保険法施行細則の相当規定により提出されたものとみなす。
- この規則の施行の際現に改正前の規則により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

群馬県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第七十三号

群馬県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

群馬県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成十八年群馬県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第三号の二までの規定中「印」を削る。

様式第四号中「印 ※10」を削る。 ※10 申請者氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。

※11 自立支援医療費の支給に係る所得の額の計算において、寡婦(夫)控除のみならず適用を申請する場合は、別紙を添付すること。」を「※10 自立支援医療費の支給に係る所得の額の計算において、寡婦(夫)控除のみならず適用を申請する場合は、別紙を添付すること。」に改める。

- 「(自署又は記名押印)」を削る。
- 様式第五号中「(自署又は記名押印)」を削る。
- 様式第八号中「印」を削る。
- 様式第九号中「印」を「」に改める。
- 様式第十一号中

所在地

〒	—	(電話番号 — —)
---	---	-------------

を

所在地

〒	—
---	---

に

	(電話番号 E-mail)
改め、「㊦」を削る。 様式第十二号中「㊦」を削る。 様式第十三号中	— —)

	(電話番号 E-mail)
改め、「㊦」を削る。 様式第十四号から様式第十七号までの規定中「㊦」を削る。 様式第十八号中「㊦」を削る。 様式第十九号中「㊦」を削る。 様式第二十号及び様式第二十一号中「㊦」を削る。	— —)

	(電話番号 E-mail)
改め、「㊦」を削る。 様式第十四号から様式第十七号までの規定中「㊦」を削る。 様式第十八号中「㊦」を削る。 様式第十九号中「㊦」を削る。 様式第二十号及び様式第二十一号中「㊦」を削る。	— —)

に を

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定により提出されている申請書は、改正後の群馬県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の相当規定により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年三月三十日

群馬県規則第七十四号

群馬県知事 山本 一太

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則
麻薬及び向精神薬取締法施行細則（昭和三十九年群馬県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第十六号までの規定中「㊦」を削る。
附則
この規則は、公布の日から施行する。

群馬県飼料分析及び鑑定手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年三月三十日

群馬県規則第七十五号

群馬県知事 山本 一太

群馬県飼料分析及び鑑定手数料条例施行規則の一部を改正する規則
群馬県飼料分析及び鑑定手数料条例施行規則（昭和三十九年群馬県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二号中「㊦」を削る。
別記様式第三号及び別記様式第四号中「㊦」を削る。
附則
この規則は、令和三年四月一日から施行する。

群馬県家畜人工授精及び家畜受精卵移植の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年三月三十日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第七十六号

群馬県家畜人工授精及び家畜受精卵移植の実施に関する規則の一部を改正する規則
群馬県家畜人工授精及び家畜受精卵移植の実施に関する規則（昭和四十年群馬県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊦」を削る。
附則
この規則は、公布の日から施行する。

群馬県営畜産基盤整備事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに

公布する。

令和三年三月三十日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第七十七号

群馬県営畜産基盤整備事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県営畜産基盤整備事業分担金徴収条例施行規則(昭和四十九年群馬県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

別記様式第四号及び別記様式第五号中「五」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

群馬県放牧場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第七十八号

群馬県放牧場条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県放牧場条例施行規則(昭和五十年群馬県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第二号中「五」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

群馬県地すべり等防止法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第七十九号

群馬県地すべり等防止法施行細則の一部を改正する規則

群馬県地すべり等防止法施行細則(昭和四十四年群馬県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第五号までの規定中「五」を削る。

別記様式第六号中

連絡先	連絡先	性別	男女

を
に改める。

別記様式第十号及び別記様式第十一号中「五」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

群馬県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第八十号

群馬県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の一部を改正する規則

群馬県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則(昭和四十五年群馬県規則第五号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二号中「五」を削る。

別記様式第三号中「五」を削る。

連絡先	性別	男女

を

連絡先	性別	男女

に改める。

別記様式第四号から別記様式第六号までの規定中「五」を削る。

別記様式第七号中

氏名	氏名	性別	男女

を
に改める。

別記様式第十号から別記様式第十二号までの規定中「五」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

群馬県砂防指定地管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第八十一号

群馬県砂防指定地管理条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県砂防指定地管理条例施行規則（平成十五年群馬県規則第九号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第七号まで及び別記様式第九号から別記様式第十六号までの規定中「印」を削る。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

群馬県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第八十二号

群馬県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

群馬県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則（平成十八年群馬県規則第八号）の一部を次のように改正する。

別記様式第三号中「氏名」を「氏名」に改め、同様式備考中1を削り、2を1とし、3を2とする。

別記様式第五号中「氏名」を「氏名」に改め、同様式備考を次のように改める。

備考 この届出書は、次の場合に提出してください。

1 変更後の予定建築物の用途が土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第10条第1項の制限用途以外のものである場合

2 対策工事等の着手予定年月日を変更した場合

3 対策工事等の完了予定年月日を変更した場合
別記様式第六号中「氏名」を「氏名」に改め、同様式備考を次のように改める。

備考 この届出書には、変更の経緯が分かる書面を添付してください。

別記様式第七号中「氏名」を「氏名」に改め、備考を削る。

別記様式第十号中「氏名」を「氏名」に改め、備考を削る。

別記様式第十一号中「氏名」を「氏名」に改め、同様式備考を次のように改める。

備考 工程計画は、必要に応じて別紙にしてください。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

■ 告 示

◎群馬県告示第102号

群馬県青少年健全育成条例（平成19年群馬県条例第19号）第14条第2項の規定により、青少年に有害な図書類を令和3年3月30日、次のとおり指定したので、同項後段において準用する同条例第13条第3項の規定により公示する。

令和3年3月30日

群馬県知事 山本 一 太

指定番号	種別	題 名	雑誌コード 又は品番等	発行・製作 ・販売等
18203	書籍	アリエナイ理科ノ大事典 [改訂版]	ISBN978-4-8-6673-142-1	株式会社三オブックス
18204	雑誌	裏マニアックス-極太裏事典-SUPER	ISBN978-4-8-6673-177-3	株式会社三オブックス
18205	雑誌	裏マニアックス-極太裏事典-SPECIAL	ISBN978-4-8-6673-231-2	株式会社三オブックス
18206	書籍	近現代 スパイの作法	ISBN978-4-9-06993-84-0	株式会社G. B.

指定理由 著しく青少年の性的感情を刺激し、粗暴性若しくは残虐性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがあるため。

◎群馬県告示第103号

群馬県青少年健全育成条例（平成19年群馬県条例第19号）第16条第2項の規定により、青少年に有害な銃具類を令和3年3月30日、次のとおり指定したので、同項後段において準用する同条例第13条第3項の規定により公示する。

令和3年3月30日

群馬県知事 山本 一 太

指定番号	名 称	構 造	機 能
23	クロスボウ (銃砲型近代洋弓)	引いた弦を固定し、これを解放することによって矢を発射する機構を有する弓	当該クロスボウに矢を装填し、発射した場合において、発射された矢の有する単位面積当たりのエネルギー値が、装填時の矢の先端から50cmの距離で0.07 kgf・m/cm ² 以上のもの

指定理由 著しく人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれがあり、これを青少年に所持させることが、その健全な育成を阻害するおそれがあるため。

◎群馬県告示第百四号

群馬県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則第八条の規定により定める医療支援給付関係様式に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年三月三十日

群馬県知事 山本 一太

群馬県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則第八条の規定により定める医療支援給付関係様式に関する規程の一部を改正する告示

群馬県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則第八条の規定により定める医療支援給付関係様式に関する規程(平成二十年群馬県告示第百五十一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「甲」を「乙」に改める。

別記様式第二号及び別記様式第三号表面中「一」を「二」に改める。

別記様式第四号中「院(所)」を「診療」に改める。

別記様式第五号中「院(所)」を「院(所)」に改める。

別記様式第六号中「名称」を「名称」に改める。

別記様式第七号中「住所」を「住所」に改める。

1 この告示は、令和三年四月一日から施行する。
2 この告示の施行の際現に改正前の群馬県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則第八条の規定により定める医療支援給付関係様式に関する規程の規定により作成されている用紙があるときは、当分の間、適宜補正して使用することができる。

◎群馬県告示第105号

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の6の規定により、群馬県保健医療計画（令和2年群馬県告示第92号）を次のとおり変更し、令和3年4月1日から施行する。

なお、変更後の群馬県保健医療計画の詳細は、群馬県健康福祉部医務課及び各保健福祉事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和3年3月30日

群馬県知事 山本 一 太

変更の内容 疾病・事業ごとの医療連携体制の構築に係る内容の変更

◎群馬県告示第106号

鳥獣保護区設定の告示（昭和59年群馬県告示第779号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月30日

群馬県知事 山本 一 太

表叶山鳥獣保護区の項を次のように改める。

叶山鳥獣保護区	多野郡神流町の一部で、国道462号と町道53号線との交点（宮地橋）を起点とし、これから同町道を南に進み叶山鉦山のトンネル入口と白水沢との交点に至り、これから同沢を南東に進み群馬県と埼玉県の間境との交点に至り、これから同県境を南西に進み叶山山頂に通じる歩道との交点に至り、これから同歩道を北西に進み叶山鉦山の防護柵との交点に至り、これから同防護柵に沿って西北西に進みヤノタワ沢と林道ヤノタワ線との交点に至り、これから同林道を北に進み中の岩と天狗岩の間にある鋼製土留付近の歩道との交点に至り、これから同歩道を北東に進み三津川水道組合水源の水瓶に至り、これから同水瓶を北に進み同水源の流末に至り、これから同流末を北東に進み神流川左岸のながたわ沢流末と国道462号との交点に至り、これから同国道を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域（347ヘクタール）	平成16年1月1日から令和6年10月31日まで	1 指定区分 森林鳥獣生息地 2 指定目的 野生鳥獣の生息環境の保全と保護増殖を図るため
---------	--	-------------------------	---

◎群馬県告示第107号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第12条第2項の規定により、次のとおり狩猟鳥獣の捕獲禁止区域を指定し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月30日

群馬県知事 山本 一 太

名称	捕獲を禁止する狩猟鳥獣	区域	存続期間
叶山三津川地区狩猟鳥	ニホンジカ及びイノシシを除く全て	多野郡神流町の一部で、国道299号と国道462号の交点（古鉄橋）を起点とし、これから同	令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

獣の捕獲禁止区域	の狩猟鳥獣	橋を南に進みヤノタワ沢との交点に至り、これから同沢を南東に進み林道ヤノタワ線との交点に至り、これから同林道を北に進み中の岩と天狗岩の間にある鋼製土留付近の歩道との交点に至り、これから同歩道を北東に進み三津川水道組合水源の水瓶に至り、これから同水瓶を北に進み同水源の流末に至り、これから同流末を北東に進み神流川左岸のながたわ沢流末と国道462号との交点に至り、これから同国道を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域（33ヘクタール）
----------	-------	--

◎群馬県告示第108号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定により、令和3年3月22日に次のとおり特定農業用ため池を指定した。

令和3年3月30日

群馬県知事 山本 一 太

番号	指定に係るため池の名称	指定に係るため池の所在地
1	仏崎裏ため池	高崎市吉井町小暮字仏崎裏
2	福田池	太田市藪塚町
3	堀廻温水ため池第1	沼田市堀廻町
4	堀廻温水ため池第2	沼田市堀廻町
5	石原貯水池（後堤）	渋川市石原
6	中野貯水池	渋川市祖母島中野
7	伊泉谷戸溜池	渋川市北橋町小室
8	二又の池	渋川市北橋町下南室
9	宮谷戸溜池	渋川市北橋町下南室
10	弁天池	渋川市北橋町真壁
11	大谷の堤	渋川市北橋町小室
12	溜井貯水池	渋川市赤城町見立
13	戸室貯水池	渋川市小野子字戸室
14	保美ため池	藤岡市保美字小倉
15	牛秣貯水池（鮎川湖）	藤岡市金井字牛秣
16	大谷池（三名湖第1）	藤岡市三本木字大谷
17	道城西貯水池	北群馬郡榛東村大字長岡

18	柳沢寺貯水池	北群馬郡榛東村大字山子田
19	柳沢第二貯水池	北群馬郡榛東村大字山子田
20	明治貯水池	北群馬郡吉岡町大字小倉
21	広場貯水池	吾妻郡東吾妻町大字岡崎
22	岡崎第3調整池	吾妻郡東吾妻町大字岡崎
23	権現上	利根郡みなかみ町月夜野字影山
24	沢入	利根郡みなかみ町月夜野字沢入
25	須磨野上	利根郡みなかみ町月夜野字須磨野
26	小川原	利根郡みなかみ町石倉字小川原
27	藁野	利根郡みなかみ町下津字藁野
28	川上	利根郡みなかみ町川上

◎群馬県告示第109号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
一般国道	406号	高崎市下豊岡町字尺地299番の1地先から同市同字同301番の1地先まで	前	-	-
			後	0.1～3.4	39.2

◎群馬県告示第110号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

群馬県知事 山本 一 太

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道	406号	高崎市下豊岡町字尺地287番地先から同市同字同301番の1地先まで	令和3年3月30日

◎群馬県告示第111号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県藤岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般国道	299号	多野郡神流町大字神ヶ原字原9番の1地先から同郡同町大字同字平593番の1地先まで	前	4.3～32.5 9.3～30.4	680.1 519.7
			後	4.3～32.5 7.7～20.8	680.1 491.6

◎群馬県告示第112号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県桐生土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	西桐生停車場線	桐生市宮前町二丁目1784番の4地先から同市同1782番の2地先まで	前	17.0～35.2	26.8
			後	10.1～17.0	26.8

◎群馬県告示第113号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県太田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	古戸館林線	邑楽郡大泉町大字寄木戸字山王168番の1地先から同郡同町大字同字同156番地先まで	前	18.5～25.0	82.5
			後	22.0～26.0	82.5

◎群馬県告示第114号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県渋川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	渋川下新田線	渋川市川島字山崎1856番の1地先から同市同字久保田1650番の1地先まで	前	-	-
			後	9.7～39.5	307.4
	分郷八崎寄居線	渋川市北橋町真壁字西田2152番の1地先から同市同字同2144番の1地先まで	前	11.4～15.6	207.4
			後	11.4～16.3	207.4

◎群馬県告示第115号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県桐生土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	小俣桐生線	桐生市東一丁目870番の1地先から同市本町三丁目107番の2地先まで	令和3年3月30日

◎群馬県告示第116号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県伊勢崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	境木島大間々線	伊勢崎市境上湊名1359番の21地先から同市同1136番の4地先まで	令和3年3月30日

◎群馬県告示第117号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示（平成3年群馬県告示第355号）の一部を次のように改正し、令和3年2月1日から適用する。

令和3年3月30日

群馬県知事 山本 一 太

「赤城橋農業協同組合 渋川市北橋町真壁1419-1（北橋支所）
長谷川ヒロ子 藤岡市藤岡810-4（長谷川商店）」を「赤城橋農業協同組合 渋川市北橋町
真壁1419-1（北橋支所）」に改める。

■ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活子ども部県民活動支援・広聴課において縦覧に供する。

令和3年3月30日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 申請のあった年月日 令和3年3月18日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人桐生広域技能講習センター
- 3 代表者の氏名 山藤浩一
- 4 主たる事務所の所在地 桐生市永楽町6番6号 桐生織物記念館2階 桐生労働基準協会内

- 5 定款に記載された目的 この法人は、労働者並びに労働者になろうとする者に対して、労働安全衛生法で定める危険有害業務に係る就業制限業務に従事する資格を習得させる事業を行い、よって雇用の促進、労働災害の防止に寄与することを目的とする。

■ 病院管理規程

群馬県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和三年三月三十日

群馬県知事 山本 一太

群馬県病院管理規程第四号

群馬県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程

群馬県病院事業の設置等に関する条例施行規程(平成十五年群馬県病院管理規程第一号)の一部を次のように改正する。
第四条第三項中「本人に入院承認通知書(別記様式第二号)又は入院不承認通知書(別記様式第三号)を交付しなければならない」を「当該申込者に通知するものとする」に改める。

第六条中「別記様式第四号」を「別記様式第二号」に改める。
第八条中「別記様式第五号」を「別記様式第三号」に改める。
別記様式第一号中

「 身元引受人 」	氏 名	を
「 身元引受人 」	氏 名	に改

め、同様式注2中「及び」を「は氏名欄のみ記載」、「氏名欄」を「氏名欄」に改める。

別記様式第二号及び別記様式第三号を削る。

別記様式第四号中「吾」を削り、同様式を別記様式第二号とし、別記様式第五号を別記様式第三号とする。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に改正前の群馬県病院事業の設置等に関する条例施行規程の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

群馬県病院局公舎管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和三年三月三十日

群馬県知事 山本 一太

群馬県病院管理規程第五号

群馬県病院局公舎管理規程の一部を改正する規程

群馬県病院局公舎管理規程(平成十五年群馬県病院管理規程第八号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二号から別記様式第五号までの規定中「吾」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

■ 議会規則

群馬県議会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

群馬県議会議長 萩原 渉

群馬県議会議規則第一号

群馬県議会議規則の一部を改正する規則

群馬県議会議規則(昭和三十一年群馬県議会議規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「、出産」の下に「、育児」を加え、「事故」を「やむを得ない事由」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)前日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後八週間を経過する日までの範囲内で出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。

第十四条第一項中「連署し、」を「記名し、」に、「連署して」を「記名して」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
